京城新聞

半島の趣味（上）

高濱天我

「江山洵美是吾郷」

わし此一句、眞に是れ人生に於ける最後の勝利にあらざらんや。

いふまでも無く、他の一面には

「人間到處在青山」

と絶呼するの人もあれど、

「錦を故郷に飾る」

を願ふは、洋の東西、時の古今を通じて、恐らくば誤らざるの人情なるべし、彼の越鳥の南枝に巣ひ、胡馬の朔風に嘶くといふもの、亦理無きの旬たるべく、月もる茅舍に破れ鍋さげても……といふはあれど、こは盲目的戀愛に囚はれたる好いたる同志か兩親に對する脅迫的遁辭にして、一夜の旅寐にも、ものたらぬ思ひあることを欺かざる人生の面目なるべけれ。我が愛吟する詩に曰く、

「半生飄泊滿面垢　故山歸臥聽鳥聲」

と、さまでに老びさらぼへて、隱栖の前には初志の成るも何かあらむやと詠歎するほどの頽齢にあらざれど、我がれびねやすき性情は、此詩を思ふ毎に囂囂かきもつれて暗涙の滂沱たるを禁じかぬるなり、蓋し搖籃の天地は永眠の墳墓なり、

「豫言者は郷人に信ぜられず」

とはいへども、クリストは其產褥に近く眠れり、朝敵と呼ばれても、大西郷は秋風さみしく吹きわたる故山に眠れり。

蓋し、故郷は人生の趣味の大部分なり、否然らずといふは、思ふに夫れ自ら強がらひとする人々のみ。

かゝる時、世人のよく口にする第二の故郷といふは何ぞ。

第二の故郷は、故郷ならざる故郷といふの意味、則ち眞の故郷を愛慕するの情を瞞着して新しき故郷（語句の熟せざるを笑ひたまふ勿れ）に其熱情を移住せんと企つるもの也、而も此企てたるや頗る大事業にして、我が同胞間には之が成功者を數ふることなか〳〵に難し。

思へ、我が國は古來帝國主義の上に立ちたりといへども、國民の性格の植民的にあらざることは何人もの繰り返すところ、その原因は種々ならんも、就中古郷の趣味即ち故郷に執着することの著るしき特徴を有すること、是れ實に國家として帝國主義に成功し、却つて國民として植民的に失敗するてふ奇異なる現象を見るに至りし最も有力なる原因にはあらざるか。

論調こゝに到りて大に逡巡せざるを得ず小さき論客の苦心、憐れむべき哉、されど、進まざるべからず、而して結論に達せざるべからず。

夫れ、故郷は人生に於ける最後の勝利なり（注意せよ、最後の勝利なり）而して永眠すべし、即ち寢室なり、然らば店舗は別に他なるべし、即く進歩せる、文明的商人は其營業場をホームと分離すと、よつて思ふ、故郷に安住すべし、活動の舞台は、自ら異郷に求むべしと、言や殆んど强辨に類すといへども、若し斯の如くにして功を成し得べくんば、我が同胞の植民的ならざるの缺點も或ひは補ひ得るに庶幾らんか、いふ心は第二の故郷を作るに在り、左眼に異の故郷を、右眼に新しき故郷を映じ得るの餘裕あらんことを望む、狡猾頗る近くべからずといへども、是れ近代人の時勢によりて强制さるゝ自然的態度のみ。

●學部大臣の諭示（續）

二、我國新敎育の施設は今猶ほ創始の時代に屬し今後諸子の奮勵に俟つ事益々切なるものあり而して官公立普通學校の如きは全國を通じて僅かに五、七校を有するに過ぎず現時の狀態より見れば少くとも尙は倍の增設を必要とするも國家經濟の關係其の他の事情に於て今遽に此れが施設を完了するに由なき故本大臣の頗る遺憾とする所にして亦諸子の諒とせらるゝ所ならん然れども幸にして我國は古來敎育に重きを置き今日に於ても到る處私立學校の設けあり其の數全國を通じて殆んど千を以て數ふ可きが故に此れを誘導改善せしめて新敎育の發展に資し延いて國力の及ばざる所を補塡するは時急に應ずる一方便なりと信ず本大臣は此の趣旨に依り普通學校に適良の敎員を選任し比較的完全の設備をなし新敎育の模範を發揚せしめ以て此等私立學校に對し好摸範を垂れ相率ひて以て敎育の普及發達を企圖せんとす而して諸子は此の意義に於ける普通學校の敎授として其の經營の中堅たり則ち其の地方敎育の振否は其の諸子の双肩に在りと云ふも敢て太しき誇張の言にあらざるべし然るに普通學校對私立學校の間間々調和圓滿を缺くものなきにあらず是れ或は普通學校の設立日淺く其の成績尙は充分發顯するに至らず諸子の努力未だ徹底するに遑あらざるためにも亦其の一因たるべし諸子庶幾くは本大臣微意を諒とし機に臨み彼等に近接して相互の疑惑を去り懇切に誘掖し以て彼等をして諸君の誠意を知り新敎育の振興に協力せしめ所謂摸範學校たるの事實を發揮するに努められん事を

三、輓近敎育勃興の氣運に向ふと共に徒らに先進國の形體を摸倣し其の實質を沒却するの傾向を生ぜんとするは誠に慨歎すべき現象なりとす例へば學徒に對して斷髮を强ひために一般の疑懼を買ひ被服等を一定して消費を增加し或は喇叭を吹き鐘鼓を鳴して徒らに世人の耳目を惹き妄りに大規摸の運動會を催して數日の課業を廢するが如き却て人の子を賊ふの類枚擧に遑あらずと然り而して此等の弊風も亦多くは直接に諸子の與り知る所にあらずと雖も本大臣が諸子に信賴するは單に一邑一校の施設にあらざる事は上來縷述したる處の如くなるを以て是等弊風の矯正に就きても亦諸子に期待する所少からず即ち諸子は敢て自ら此等の渦中に投ぜざるのみならず進んで浮華を去り實益を收め以て着實勤勉の氣風を訓致するに勉められん事を希望に堪へざる所なり

以上陳述したる所は本大臣が諸子に對するの希望の概要に過ぎず此れを要するに諸子は我國敎育者の中堅として新敎育施設の要衝に立つものなれば自ら其の責任の重大なるを覺悟し一擧一動學界の儀象となり當校を牽ひ社會を導きて遐勉事に臍り以て如上の期待を空しうするなからん事を望む

俳句

○

はろ〳〵と柿の花散る眞晝哉

雲湧くや椰子の茂りの幾千里

むら

小説 新不如歸（五十七）

篠原嶺葉著

「決して歸つて行けがしに申すのぢやございませんけれど、夜も更けて居ります、母も不在の事でございます、斯うして二人きり一室に居りますのは、眞個召使やなんかの手前もございますから、それで申し上げるのでございます、では、お話がございますなら、承はりますからどうぞ早く有仰つて下さいまし。」

と、百合子は姿勢を正し、犯すべからざる態度で云つた、

「では、お話致しますから、能く聞いて下さい、僕が今晩來たのは、眞個自分の胸の中を貴方に打明けて、貴方の御決心が承きたくて來たのです、外の事ぢやありません貴方に此の尾花家から歸つて、僕の妻に來て貰ひたいです。」

「ねゝッ何と有仰います。」

「然う何も吃驚する事は無いです、貴方に此家から離婚して僕の妻に來て下さいと云ふのです、貴方が諾とさへ云つて下さりや僕は歸れと有仰なくつても直に歸つて行きますが、色宜い返事を聞くまでは假令貴方が何と有仰つても歸つて行きません、どうぞ能く胸に手をあてゝ考へた上、否なら否應なら應と返辭を聞かして下さい。」

と、嚴然と言ひ放つた。

如何に亂暴な足柄でも、豈夫かゝる無法な事は云はぬであらうと思つた百合子は、無法と云はうか亂暴と云はうか、云はうやうなき足柄の辭に、顏は見る間に死灰色に沈み、身を顫はせながら、

「足柄さん、貴方それは本氣で有仰るんですか。」

と、問ひ返した。

「こんな事が、堂々たる男子の口から、しかも他人の妻君に向つて、嘘言や冗談に云はれますか、本氣も本氣も名譽も何も投げ出して云つてるのです。」

「けれども、それは余り無法と申すものです、私には尾花敏男と云ふ、しかも貴方の親友の良人がある事はヨモヤお忘れなすつたんぢやございますまい、それに今更自分の妻になれと有仰るのは、私には少しも理由が分りません、どうぞ其樣御冗談を有仰らないで、もう深更もございますから、今晩はお歸りになすつて下さいまし、假令御冗談に致しましても、こんな事が若も母や敏男の耳にでも入りますと、貴方も軍人の御名譽に關りますてと、私も申理の立たない身の上になりますから……」

「貴方に、僕の友人の尾花敏男と云ふものゝ良人がある事は、いくら莫迦な足柄でも確に知つて居ますよ、だから此家から離婚して僕の家へ來て下さいと云つてるのです又貴方は僕が名譽を惜むでるやうに思つて居なさるが、僕は名譽を重んずるやうな那樣窮屈な人間ぢやありません、名譽畢竟何ですか、人間は此の六尺の軀を安樂に送りや、名譽も何も要つたもんぢやありません殊に我々軍人は戰爭でも始らうものなら、明日の日に戰死するか知れない身の上です若も僕が名譽を重んずる人間なら、貴方の家へ行つて、三千圓の金子を強請ますか、能く物を積つて見りや解るでせう、僕は目的の戀を遂げるに就ては、名譽は愚か生命まで投げ出してかゝつてるんです、これはさ思つてる僕の戀を聞き入れないと有仰るなら、僕は又大に決心があるですから判然と返辭を爲て下さい。」

京城新聞

外人所有地の地税賦課

現在施行せらるゝ土地證明規則は梅博士の案出に係る一種の變法にして早晩之を改善せらるべきは素より論を俟たず、聞く處に依れば韓政府は比較的完全なる新法律を近々發布して外國人の土地所有權を確實にせらるべしと、之と同時に外國人の所有に係はる宅地及其他の土地に對して地税を課せんとするの内議略ぼ決せりと聞く、果して之を事實なりとせば大に研究を要する問題に非ずや、外國人所有地に對し地税賦課の問題は土地證明規則以前、公使館時代所謂所有權の未だ眞個に確實ならざる時に於て屢々研究せられ、地方牧民官と在留邦人との間に屢々衝突を起したりき、當時に於て所有權の確實なりしものは居留地を除くの外は居留地を離るゝ一里以内の土地のみなりき、之等は無論居留地同樣として、地方牧民官が如何なる名目を以て賦課せんとするも斷じて之に應せざりき、然るに邦人中には居留地を遠く離れたる土地と雖も、便宜上之を抵當に取りて貸金するものも尠からず、而して期限を經過するも返償せざるものは余儀なく其土地の所有權を我に移さゞる可らず、在留邦人中には斯くして地方に於ける土地の所有者となりたるもの尠からず、之等の土地は多く韓農夫に任じて耕作せしめざる可らず、玆に於てか其小作人と地方官との間に地税賦課の問題は起り來るなり、小作人にして外國人所有の土地と稱して之を拒むに於ては、地方官の迫害ありて事毎に不便を生じ安じて耕耘に從事する能はざるを以て之に順はざる可らず、所有者に於ても之を拒むは不利益なるを以て小作人の陳情を容れて默過せり、斯の如くなれば地方に於ける土地所有者は、既に不規律不完全なる方法に依りて地税を徴收せられつゝあるなり、故に新法律によりて所有權の確實にせらるゝと共に完全なる法律の下に地税を徴收せらるゝは却て土地所有者の喜ぶ所ならむ、地税納付の義務を負ふに於ては、土木衛生其他百事の責を韓政府に負はしむることを得ればなり、

按するに居留地の如きも斯くして共通經濟となし、假令ば漢城の如きも民團と漢城市と打て一丸とし、總ての設備を爲すに於ては其發達に著しき影響あらん、在留邦人にして納税の義務を負擔するに於ては韓政府をして充分なる設備をなさしむべし、日韓の關係が今日の如くなりたる以上は、居留地及市の共通經濟を採るは至當の事にして實に双互の利便なりとす、韓人側にありて總ての設備に長足の進歩をなし、邦人側にありては不用意極る影響を受ることを減ずること殊に夏期衛生の如きに於ては常に此感深し何れの點より見るも共通經濟は便宜なり、之れ余輩が地税賦課の説を聞て歡迎する所以なり、

●漢城便り

▲今や我内政に於ては伊藤公を樞相として要するの時代と相成申候之に反して韓政に於ては公の巨腕を要せざるの時代と相成申候京城の駑馬も東京の麒麟たるべき時節確に到來致候

▲韓皇室より我暴徒被害者へも救恤金下賜相成候由謹みて御禮申述候併し我帝國政府が下賜金の故を以て邦人の被害賠償を抛たざるべきは勿論の事に存候尤も宗主國は被保護國に向つて被害賠償を求むべきものにあらずとの理由有之候へば此際其筋より御明示相成度候

▲米國デ黨の大統領候補者ブライアン氏は撰擧運動費としてトラストの寄附金を受ざるべきを明言致したる由に御座候元來米國の政治はトラスト政治に有之候曾てマッキンレー氏とブ氏とが角逐せしとき石油、砂糖、鐵道、其他のトラストが巨額の運動費を共和、民主の兩黨へ等分に寄附したるは事實に御座候而して兩黨共普通の事として[illegible]御座候トラストは常[illegible]和、民主何れの大統領出つるも彼はトラストの奴僕に均しきものに御座候ルーズベルトのトラスト征伐は八百長の最も巧妙なるものに不過候

▲英國の選擧は由來公明正大に行はるゝ者の如く解せられ居候併し英國にも多少の暗黑面は有之候何時の總選擧に於ても在朝黨は必ず授爵陞爵の周旋を爲して相當の收入を得選擧運動費に供するは[illegible]なりとの事に御座候

▲同業者中の先輩[illegible]司馬之介君今回筆硯生涯を脫せられ候由君が過去十四年間の努力は大阪毎日をして今日の大を成さしめたる一方の要素に有之候へば此度の脫籍は君の本社の惜しむところのみならず當地記者團の大に惜しむところに御座候

▲各局長の辭表提出

東京電報

農商務省各局長悉く辭表を提出せり（十八日發）

雜報

●法令裁可　十六日附左の如し
一、紅蔘專賣法自第一條至第二十七條
一、人蔘税法自第一條至第十四條
一、土地家屋所有證明規則自第一條至第四條
一、度支部官制中改正の件紅蔘人蔘に關する分
一、内閣所屬職員官制中改正の件（專任書記官七人を八人に改正す）

●教監會議（第四日）　昨日副統監の訓示を受けたる後教監一同は會議場たる師範學校に參集し午前十一時より學部の注意事項を聞き午後四時散會す本日は午前中會議午後は既報の學部大臣の園遊會に招かる

●曾根副統監の訓示　既報の如く會議の爲め來京せる官立普通學校教監一同は昨日午前九時統監邸に參集し李學部大臣、俵同次官、石塚參與官、佐竹秘書官等列席の上曾禰副統監の諭示演說を聞く副統監は先づ普通學校教監として心得べき事項を數項に分ちて懇篤なる訓示を與へ要するに教育の任に任る者は形式に流れず浮華に走らず華を捨てゝ實を取むるの主義を取るべしと說き最後に教監會議に關して所感の時ありとて左の一絶を示せり

繁文會作邦家累。萬務不如風散數。何要討論又演說。人間妙訣在無言。

右終りて茶菓の饗あり後副統監以下列席者一同庭前にて紀念の撮影をなしたり

●民刑訴訟規則（續）

第十二條　裁判所の審問及裁判宣告は定數の判事及書記出廷して此を行ふ但刑事には檢事の立會を要す

第十三條　裁判長は公廷にて訴訟事件に當り審問及指揮をなし裁判所の威嚴及公廷の秩序を維持する爲め必要を認むる時は在廷者に退出を命ず

第十四條　裁判長は必要と認むる時は訴訟關係人に對して訴訟行爲に關する指導を行ふことを得

第十五條　裁判所は職權を以て申請に因り證人訊問、檢證、鑑定其他一切の證據調査及物件押收をなし部員に命じて此を行はしむるを得

第十六條　裁判所は證人及鑑定人の請求に因りて旅費及日當を給す

第十七條　書記は審問、物件押收裁判宣告其他重要なる處分に當りて調書を作成す可し

調書には裁判長と書記は共に署名捺印す可し若し署名捺印する能はざるときは部員署名捺印して其事由を記載す可し

第十八條　判決の宣告は裁判長其主文を朗讀して之を行ふ

判決の理由は判決の宣告と同時に朗讀するか口頭にて其要領を告ぐ可し

第十九條　判決原本には左の諸件を記載す可し
一、判決を受けたる者の表示
二、判決の主文
三、事實及理由
四、裁判所名

檢事の立會ある時は其官氏名も此を記載す可し

第二十條　判事中に判決原本に署名捺印する能はざる者ある時は他判事其事由を記載す可し

第二十一條　判決原本には書記は宣告したる年月日を記入し署名捺印す可し

第二十二條　判決書の謄本及抄本は申請に因りて此を送達す但裁判所は必要と認むる時は職權を以て此を送達することを得

第二十三條　區裁判所及地方裁判所は事件が管轄にあらずと認むる時は其事件を管轄裁判所に移送して判決を行ふ可し

但地方裁判所は事件が區裁判所の管轄に屬するものと認むる時と雖も第一審の判決を行ふを得

移送の判決は其移送を受けたる裁判所を羈束す

●度支部大臣の訓令

第一銀行券の改刷發行に就て

今回第一銀行券の改刷發行を認可せられたるに就き新舊銀行券の信用に關し種々風說をなすものありために民衆をして疑惑の念を懷かしめ其の流通に障害を及ぼすことなきやの形跡あり度支部大臣は左の訓令を發せり

豫て改版發行を認可せし第一銀行發行一圓銀行券は今般其の製造完成せしを以て來る八月一日より發行し從來發行せし銀行券と共に普く無制限無障害に通用せしむる事を許可せり然るに聞く近時流言を放つ者ありて新銀行券の發行と共に從來發行せし銀行券は通用すべからざるものとなり或は新銀行券の信用は不確實なり等の說をなすと風說の誣妄を極め事理に通せざるの言たる一顧の價なしと雖も或は此れがために疑念を生じ不測の損失を招く者無きにしも非ざる可し抑も今回銀行券の改版發行を企畫したるは從來發行したる銀行券の紙質及様式等に於て改良を要する點ありしを以てなり新銀行券の發行をなすと雖も從來發行の銀行券の通用に何等の影響を及ぼすに非ず新舊銀行券共に永久に通用し其の價格に至りても全く同一にして唯其の形狀様式を異にするに過ぎず又新銀行券は從來の如く第一銀行此れを發行し政府の嚴格なる監督の下に其の發行銀行券に對しては引換のために正貨を蓄積準備し絕對の責に任じ何時たりとも銀行券を持參せば正貨と引換に應ずる斯の如く新舊銀行券共に確實にして價値ある事正貨と選む所なし故に本令至らば即ち普く民衆に新舊銀行券の性質を知悉せしめ風說のために惑はされず安んじて此れが授受をなし其の流通を圓滑ならしむる事に努力すべし右訓令す

●龍山印刷局の記事に就き

高木印刷局事務官談

昨日の本紙に掲載したる龍山印刷局廢業なる記事は某當局者の談話なるが右に付印刷局事務官高木正雄氏は昨日本社に來訪せられ左の如く語られたり

目下我印刷局に就て政府部内に消極積極の兩論あるは余の認むるところなり消極論は費用の點より結局閉鎖廢業を期し積極論は現今の狀態より尚一層設備を擴大して政府の補助金を受けずして自營し得る迄に進むるを期す、現在に於て我局は政府豫算の示す如く一ヶ年七萬圓の補助を受く、而れども之等は局職員技師技手及職工見習等の給料に充てられ事業擴張費に向くるの餘裕とては無きなり、故に已に買入れて据付けられたる印刷器械も全部運轉せられ居らざるなり、民間の印刷物を引受くるは事實なるも右に付て非難を受くるとせば甚だ遺憾なり、要するに我印刷局は已に投せられたる固定資本五十萬圓余を償却せず亦右に對する利子を拂わず且つ年額七萬圓の補助金を算入せずして營業上の支出と收益とを對照するときは悠に經濟は維持し得らるゝなり余が今回の内地行は印刷業視察の爲めにして器械購入等には何等關係なしと云々

●間島へ憲兵增派　來る廿四日京城憲兵本部より憲兵准士官若干名間島に增派することゝなれり

●憲兵配置の變更　今回憲兵補充及補助員設置により守備配置を變更することゝなり本部にては夫々計畫も定まりたれば不日變更さるゝと云ふ因に今回の配置變更により十三道隈なく配置さるゝこととなれば其効果も多からんと

●補助憲兵の服裝制定　憲兵補助員の服裝に就ては當時の紙上に報道し置きしが愈々其筋に於ても制定せられたれば不日到着すべしと

●四十一年地税低減問題

仁川の際問題として喧しかりし租外地地税問題は四十年の分は信夫理事官の裁決により一先づ落着したるが四十一年度の分に對しては未だ何等の裁決を與へ居らざりしが愈々一昨日に至り三割丈低減する事に内定したりと云ふ

●米界不振と取引所　仁川米界の不振に伴ひ米豆取引所の如きも親しく其打擊を蒙むり殆んど休業の狀態なるが同所附屬仲買人の如きは之れが爲めに營業を繼續し能はざる窮境に陷りつゝあるを以て同業者一同は昨日午前九時より同所樓上に於て其善後策につき秘密協議會を開きたり因に過日の重役會に於て今後の維持方針につき審議したる結果從來理事長は月々百五十圓の報酬を受け居たるも自ら之れを辭し爾後名譽職として依然執務し次期決算期よりは壹割五分宛の配當をなすに決せりと云ふ

●地料低減せず　仁川港公園地通りの借地人連署の上地料半減の請願をなし來れるに對し同民團にては之を別項所報の民會協議會に諮りたる結果三月の民會議決と同樣理由なきものとして低減せざるに決したる由なり

●大豆の輸出　近來大豆の本邦に輸出さるゝもの益々增加し來り曩に鹿兒島に大輸出ありたるは既報せし所なるが本日仁川を出帆したる勝山丸は大連行約千叺東京揚七千叺の大豆を積みて大連に向ひたり

●商會補欠議員撰擧　日本人商業會議所補缺議員撰擧は來る二十五日同會議所に於て施行せらるゝ由なるが之が議員の級別は一級二人二級一人なりといふ

●仁川民會　第二十八回仁川民會は既報の如く一昨日午後八時より民役所に開催され各議案悉く同會の可決する處となり同九時三十分より協議會に移れり

●經濟協會の調査　同協會の暴徒の經濟上に及ぼせる影響調査は本月中に完結すべき見込なる由にて來月までには其調査報告を會員一般に頒つべしと聞く

●仁龍間航行船　近時龍山仁川間の漢江沿岸に暴徒出沒して日本船を襲擊すること頻々なるより日本船の航行するもの頓に減少したるが今昨今兩年に於ける仁龍航行船を擧ぐれば左の如し

	噸數	隻數
四十年	三千二百噸	百十隻
四十一年	二千八百噸	八十隻

●朝鮮日日の園遊會　同業朝鮮日日新聞社は移轉披露の爲め來る八月一日夜を期し倭城臺に於て盛大なる納涼園遊會を催すとのことなるが時節柄思付きなれば定めて來會者に非常の滿足を與ふることとなるべし

●殷栗の狀況　地方は一般平穩にして官民共我官憲に依賴し日を追て其度を高むるに至れり去月廿五日郡内北下面石隅に僅少の賊徒侵入せしも是只衣食に窮する草賊が我眼を窃みて出沒に過ぎずして其後人民各其業に安じ寂寥なりし市場も益々繁榮に赴き居れり而して灌漑水供給不足なると同時に排水法極めて不完全にして就中近時降雨少なき爲め水の供給もなく田植出來ざる箇所間々ありと云ふ是全く水源を河川に求むること困難なると貯水地の設置なき爲ならん一時大旱に會せんか忽ち不利の境界に沈むならん由來韓國人の本能性として衛生の觀念なき者一朝惡疫流行せば忽ち悲むべき狀態に至るは云ふ迄もなきことなれば駐在憲兵分遣所にては目下水溜の埋沒下水排水等一般衛生に注意を加へつゝあり而して自衛團の組織は成立し居るも有名無實にして其團長たるや職責を全ふせず爲めに何等の効顯もなかりしが團長も交代したれば少しの効果もあらん又歸順者は何れも誠實業務に從事し兇罪文憑の如きも大切に保持し居れりと

●佐々木警務課長の來韓　大連民政署警務課長關東都督府警視佐々木貞七氏は大連管内の漁夫が韓國西海岸に出漁する事に關し内部警務局と打合を要する事件あり一昨日來京し昨日内部を訪問せり

●普通學校教監等招待　愛國婦人會韓國本部にては昨日午後八時統監府大食堂に於て目下出京中の普通學校教監及大韓醫院漢城病院等の看護婦醫員東洋協會學校生徒を招ぎ活動寫眞會を催し韓國皇太子御遊戲の活動寫眞等を觀覽せしむる由

●信用組合顧問に就て　仁川信用組合の組長は去る十六日田中佐七郎氏に決定するに至りたるが尚は發起者中太田一鍛、足立十八、兵須五八、新原會頭、石黒辯護士の五氏を顧問として推薦す可しとの議多く近く開かる可き發起人會に提出し確議の上公の交涉を開始する由にて前記五氏は既に内々承諾の意を表し居る由なりと云ふ

●金融組合と技手　政府補助の下に各地に設立せられたる地方金融組合には簡易農學校卒業程度の日本人農業技手を配置し農具肥料其の他農事改良に關し現實に其の効用を組合に周知せしむるの方針を以て度支部にては差當り全國十ヶ所の組合に配置する事とし其の人選方を水原模範農場長本田博士に依賴せりと云ふ

●池田醫師の開業　漢城病院に在りて多年間内科主任たりし池田秀雄氏は這回同院を辭し當地に於て醫業を開く筈にて其準備の爲め目下歸省中なるが不日歸京理事廳前に於て診療に從事すべしと

●韓官發令　十六日附

平海郡守　李命健　會寧郡守　李鐘振
碧潼郡守　朴麟玉　燕岐郡守　閔丙吉
三嘉郡守　趙載鳳　羅州郡守　金聖基
春川郡守　金鴻至　韓山郡守　李鼎吉
安峽郡守　鄭尙彥　鏡城郡守　李翼鎬

免官
依願免本官　警視廳内部書記官　李大珪
免本官　麻田郡守　白樂均

●御用船吉林丸　陸軍省御用船吉林丸は去る十六日宇品本部より麥セメント七百五十八屯を積載して當港に向ひたりとの報昨日仁川陸軍運輸部に通知ありたる由なれば本日頃仁川に着すべしと云ふ

●仁川病院の出納事務　從來仁川病院の金錢出納事務は第一銀行支店員を特派して取扱はしめつゝありしが今回其必要なきものと認め之を廢止するに決したりと云ふ

●暴徒討伐に關する支出　韓政府に於ては暴徒掃蕩費、特設巡査隊費、鎭功勞賞與費等四萬四千九百九十二圓八十三錢を豫備費より支出したり

●近事片々

▲桂内閣政綱の第一は對外策の刷新に[illegible]
清國に對する關係列國の共同[illegible]
▲第二は財政の整理にして[illegible]
多くし生産的事業の奬勵に[illegible]
▲第一の對外策は無論刷新せざる可らず[illegible]
西園寺内閣は其對外策に於て大に信を缺く[illegible]
▲日英同盟に新活氣を添へ[illegible]
かし日露協商を有功ならしむ[illegible]
▲對清對米の外交に至りて[illegible]
然無能を表白し林董氏の價値[illegible]
▲桂内閣の對外策にして[illegible]
の元氣は頓に回復し邁進の[illegible]
▲財政如何に窮乏せるも國民[illegible]
盛ならば前途の發展期待すべ[illegible]
▲財政整理は急務なるも[illegible]
此際余りに望ましからず唯[illegible]
▲偉大なる政治家が國民を[illegible]
なすは何れも其心理的作用の[illegible]
▲桂内閣の最も務むべきは[illegible]
るや論を俟たず對韓政策も亦[illegible]
▲標榜の對外策の刷新にも[illegible]
平和的對外策の上に國民を[illegible]
▲米國との關係を一層親和[illegible]
國民の誤解を氷釋せしむるは[illegible]
▲疑心は暗鬼を生じ誤解の[illegible]
る處より禍機を生ず愼重な[illegible]
▲民主黨に於て亞細亞人排斥[illegible]
潛く之等は全くP本の輿情[illegible]
▲單に亞細亞人として日本[illegible]
るは僻見也日本は今や歐米[illegible]
▲一日も早く此誤解を悟らし[illegible]
民對等の取扱を受けざる可ら[illegible]
▲對米策は最も急務にして[illegible]
す小村外相の手腕は先づ何[illegible]
▲滿鐵理事岡松伯林の午餐[illegible]
日獨の關係より獨は日本の[illegible]
▲樞密顧問ライエン氏は日本[illegible]
共通の經濟團に加入するを[illegible]
▲亦曰く之れ歐羅巴と極東との[illegible]
なる効果あらんと然り眞に[illegible]
▲袁說歸來す淚は是より[illegible]
なさんとするか依然我政策[illegible]
▲大韓每日申報韓人社員[illegible]
の爲募集せる金を着服せる[illegible]
▲凶賊森上健次法庭にて[illegible]
立する者はスリの外に道な[illegible]
▲大人となりて盜賊となり[illegible]
兇漢の言にも半面の理あり[illegible]

雜報

●日韓人紛擾の詳報

地方電報に見ゆる蔚山警察署管内なる機張郡東面伊東里に於ける日韓人爭鬪の詳報を聞くに初め愛媛縣人天崎善十郎(三十)夫妻は同縣人宇都宮善八(五十)佐賀縣人土居伊吉(六十)愛媛縣人松川直助(十九)等と共に鰯地曳網を携へて同地に出漁し洞長其の他重なる者と交渉の上同地を根據地として假小屋を建設し漁業に從事せしが毎夜「スクイ」網と稱して焚火をなし右の漁場を妨ぐる韓人あるがため折角群集せる鰯も忽ち散亂し收獲に影響する事少からざるを以て此れを制止せんと欲する折柄去る十一日午後十時頃韓人七名小舟にて焚火をなしつゝ妨害を始めたるを以て天崎宇都宮松川等は共に小舟に乘込みて此れを制止せんがため韓船に漕ぎ寄する際スクイ網に突き當りて毀損せしめたるより韓人は怒りて天崎等を目掛けて頻りに木片を投げ付け遂に宇都宮の頭部に中りて卒倒するに至り危害切迫せるを以て不得已天崎は長八尺位の丸木を以て此れに對抗し一韓人の頭部を毆打し彼等の辟易せるに乘じて引返し假小屋にて休憩し居りしに同夜十時三十分頃該假小屋の西方に當り喇叭の音響と共に忽ち數十名の韓人群集し假小屋を包圍し同時に數名の韓人は小屋内に侵入し不法にも天崎宇都宮土居松川の四名を繩にて縛し屋外に引出さんとせし折柄居合せし天崎の妻マサは小刀を以て夫の縛繩を切り放ち天崎は亦小刀を以て外三人の繩を切り共に逃走せんとしたるも多數に取圍まれ且つ亂打せられて遁るゝに途なく終に持合せの小刀にて二三の韓人に斬り付け一方の血路を開くを得僅に身を以て免れ直ちに機張巡査駐在所に自首したるものなり此の爭鬪の爲め土居は面部及び右手に數ケ所の重輕傷を負ひ稍々重態天崎は打撲傷を受けて左腕の運動自由ならず宇都宮は頭部に打撲傷を受けたりと云ふ

●辨當を見て生活程度をトす

一葉落ちて天下の秋を知るとかや、それとこれとは事の次第は變れども、近頃韓人官吏等の間には邦人官吏の辨當の菜を見て生活程度の一般をトするとかや、その說く所を具さに聞けば亦うなづく節もなきにあらず、日本人は韓人よりも生活の程度高しとて俸給も我等に比して倍額なり、これ實に至當の事にして我等は敢て怨まざりしに、爾來椅子を共に並べて熟ら熟ら其狀態を見るに其生活の程度が高からざるのみならず我等に比して劣りはせずやと偲ばるゝ節多し、毎日いと畷かに運ばるゝ辨當はと見れば瓜の漬物梅干等にて、近頃はあんずの醃漬杯尤も多し、我等は假令粗末にしろ肉汁を吸ひ麵類を食ふ、あゝかくても日本人は生活の程度高きにや、斯る生活をなして我等の倍額の俸給を受く亦多幸ならずやと、寄ると觸るとどこ〳〵に此噂をなせりと聞く、左もあるべし邦人官吏諸君ちと愼み玉へや、韓人の見る手前少しは奮發して辨當の菜によりて生活の程度をトさるゝ勿れ、日韓の關係にも影響することなれば、旦那どのよりも之を扱ふ奧樣に御注進するこそ捷徑なり、三面子もヨボどもに對し何となく肩巾狹きまゝ聞くがまゝかくことゝしかり

●消火栓の良好 去る十六日本町七丁目の出火に皇宮警察係消防員は喞筒外に水管車を牽ひ水道消火栓を使用したるに消火栓並水管車共成蹟良好にして顯著なる効果を得たりと云ふ右は始めて消火栓を使用したるものなりと

●横着者 原籍廣島縣平民當時京城旭町一丁目空瓶商原常吉(四十三)は本年四月上旬より本月九日迄其の筋の許可を得ず空瓶を販賣し居るのみならば又しても其の實横着にも葡萄酒を製造し居る事發覺し一昨日理事廳令第一條第八號に依り科料金一圓九十錢に處せられたり

●本年の暑氣 仁川に於て最高氣溫の攝氏三十度(華氏八十六度)以上に昇る期間は例年七月八日より八月二十二日までを普通とし七月に六回八月に八回位現出するを常とす然るに本年は去る十四日の二十八度(華氏八十二度)を以て今日までの最高とし例年に比すれば暑氣の到來稍遲延せしもの如し最も一年間の最高極は例年七月三十一日頃現はれ三十三度(華氏九十一度餘)位に達するものなれば今後俄に暑氣の加はることあるべし因に記す明治二十年以降二十一年間の實測に依れば明治三十四年の三十七度半(華氏九十九度半)を第一とし明治二十七年の三十六度七(華氏九十八度)之に次ぐ由なり(觀測所報)

●韓巡査の手柄 去る十六日午後九時未だ宵暗とは云へ十八日の月は東の山端に昇り將さに涼しき光を漢城の全市に投げんとする午後九時頃往き來るさの人通多きにも拘らず中署樓洞四十三統二戶典當舖金仁權(五十)方へ三名の強盜押入り有り金殘らず渡せ否やと言ふが最期片端より殺すぞと例の紋切形の文句を並べて仕込杖を差付けて脅迫し金三十餘圜を強奪し二名は直ちに逃走したるも慾深き一名は尙は止りて銀指輪を奪ひ取り逃走せんとせしが主人は一名の強盜何程のことかあらんと此者を抱き止め逃げん逃さじと爭ひ居る際一名の非番韓巡査鄭仁燁急行し來りて共に之を捕縛したり而して二名の日本刑事巡査は右鄭巡査の報告を得たるを以て直ちに逃走したる二名の賊を搜索の上遂に捕縛するに至りたるが金仁權は賊を抱き止むる際右胸部に二ケ所の微傷を受けたりと云ふ

●拂ひぎたなき奴 一昨夜八時五十分頃二人の韓人息せきながら倭城臺巡査派出所に出頭し申し立つるやう自分は只今大和町一丁目五番地中西千代吉と爭論し其結果御覽の通り斯く面部頭部へ負傷したれば相當の保護を仰ぎたしとの事に詰合の巡査は捨ておかれず速刻加害者の宅に出張し種々取り調べたる所加害者中西千代吉といふは左官職にて先頃南山町二丁目の新築家屋を受け負ひ前記の被害者李龍甫を其の下回りとして雇ひ入れしに同人は仕事の既に終了せしにも拘はらず李が働きし賃金を仕拂はざるより李は怒つて賃金の請求をなせし所其の結果毆打沙汰に及びしものなりといふがタトヒ韓人にした所で支拂ふべきものは支拂はずばならざれば其の邊は奇麗サッパリとやつて貰ひたきものなり

●變死者 昨十八日午前二時頃巡行の巡査が西署盤松坊萬月里の墓地を通行せし際一人の變死人あるを發見せしかば直ちに囑託醫を招ぎ檢視せし所死因は肝臟病にて年齡は四十五六身には麻の胴衣と金巾の長袴とを着し居たりと

●赤痢と腸窒扶斯 京城南山町二丁目四番戶大塚常三郎(内部書記官)(二十九)は十六日に腸窒扶斯本町九丁目二十五番戶村上好一(六つ)は十七日赤痢に罹りたり

●日本メソヂスト敎會 旭町二丁目名古屋城内なる同敎會に於ては本日午前十時禮拜說敎として『聖靈の解』木原牧師午前八時傳道說敎として『世界最大の發明』同牧師と云ふあり

●篠崎商店の二等當籤者 本町一丁目篠崎商店にては去る十六日福引の抽籤を行ひしが其二等當籤者は本町五丁目小野崎通照氏にして一等三等其他不明なるもの多數なるよしなれば福引券所持せらるゝ方は至急景品と引替へられたしと云ふ

●土用入 明二十日は土用入其翌日は丑の日なり

●本町座替り狂言 白川一座本日の狂言は一番目「神田つ兒」二番目「電氣應用雪月花」配役左の如し

藝妓小しま(今井)は組辰右衛門(石卷)子分吉介(伊藤)中居お時(栗山)壯士藤田(土居)藝妓ぽん太(岡島)は組彌吉(田宮)宮本哲哉(南郷)葭町半五郎(中川)子分長太(小泉)女將お靜(寺西)五十嵐透(秋山)壯士阪上(佐藤)子分留(喜多)女房おもん(三浦)藝妓秀勇(四位野)同國子(島村)は組辰次(白川)

(平)(民)(文)(庫)

▲其人の健康にも由るでしようがヒヤシビールを多量に飲用すると多く下痢する樣です時節柄注意すべきだ(數醫者)▲ヒヤシビールの方は知りませんが麥湯でさへ餘り冷し過ぎたのは下痢します樣ですよ(給仕)▲京城の天地は今や漸く眞瓜の全盛期に入らんとしつゝあり(春雄)▲龍山印刷局が解散されると云ふは結構です僕の如き儲かりもせぬ仕事の爲めに虐待酷使さるゝもの[illegible]音と聞かれるです何んと[illegible]小さな新聞を五百許り刷り[illegible]を聞くにです)に定時以外に夜業の三時間もさせられるのですもの(局の職工)▲城やう蒸臭き風薫るの(白雄)▲日々新聞の納涼大遊園會は思ひ付きです(江湖子)▲支那人の建築した貸家に便所の付いて居るのは絶待にない何んとか指令する譯けには行かんのかしら(一商人)▲本町座の白川一座は其前觸れの聲の小なりしに比例して其人氣は大したものであ[illegible]ナカ〳〵眼のある好劇家[illegible](與一兵衞)▲西小門通り[illegible]ける即ち貴社の橫通りは[illegible]潔さでしよう韓人、淸人、[illegible]であるから其の鼎立的衛生[illegible]派にしても大英斷を下す[illegible]あらう僕は極力其の合同を希望して止まぬ(△▲)

●天氣豫報(自十八日午後六時 至十九日午後六時)

南の風晴後曇

十八日午前六時各地氣象概況

東の風吹き北部は降雨其他は過半曇天なり

大韓天一銀行

第四期(隆熙二年上半期)營業報告

貸借對照表

●負債之部

一、諸預金	三五七、二四一・八四
一、仕拂送金爲替手形	二六・五六
一、他店より借	三、七一四・五〇
一、資本金	一五〇、〇〇〇・〇〇
一、政府貸下金	二四〇、〇〇〇・〇〇
一、諸積立金	六一、三四四・五二
一、配當未濟金	三五六・六五
一、當期純益金	一一、二〇七・六八
一、前半期繰越金	八、〇三九・三〇
合計	八三一、九三〇・九五

●資産之部

一、諸貸金	二六九、三〇一・八九
一、割引手形	二〇一、六八六・五五
一、有價證劵	一〇、五五九・九〇
一、他店へ貸	一三九・三五
一、預け金	一五一、二五一・七八
一、未拂込株金	九八、五〇〇・〇〇
一、營業用地所建物	三九、五〇五・七〇
一、營業用什器	一、一七六・七五
一、假拂金	八、八二九・〇一
一、金銀現在額	五〇、九八〇・〇二
合計	八三一、九三〇・九五

●損益計

一、金三萬一千六百五十七圓〇五錢 本期總益金
一、金八千三十九圓三十錢 前期繰越益金
合計金參萬九千六百九拾六圓貳十五錢
內
一、金二萬四百四十九圓三十七錢 本期總損金
差引
金一萬九千二百四十六圓八十八錢 本期純益金

此配當計算左の如し

金五千圓 積立金
金一千圓 配當積立金
金三千圓 別途積立金
金一千圓 重役賞與金
金二千五百七十五圓 配當金(年一割)
金六千六百七拾壹圓八拾八錢 後期繰越金

右の通り相違無之候也

隆熙二年七月

株式會社 大韓天一銀行

銀行長 金基永
取締役 尹晶錫
取締役 趙鎭泰
取締役 白完爀
支配人 飯泉幹太
監査役 李吉善

前記の各項を調査し其正確なるを保證す

追て監査役滿期の處臨時總會に於て再選重任致候也

西の宮お樂の述懷(三三)

◎一人も知らない

其の後仙臺に高貴な方々の奥様の會が或る料理屋さんに開かれたのです、私も其の席へ聘ばれましたが丁度其の時佐久間大將の奥様もお出でになつて居りました、頓て私は憚かりに行かうと思つて廊下へ出ますと奥様とバッタリ出逢つたのです私は何んだか極りが悪ふムいましたが默つて居ては悪いと思ひまして慇懃に御挨拶をいたしますと奥様の方でもニッコリとなすつて自然とコヽにお仲直りが出來ました其の中に御主人役の方が茶をたてゝマヅ上席のお方の前へ出しましたが唯モジ〳〵して居る許りで什麼したものか其のお茶を召し上らないのでムいます私は其の時分自慢ぢやございませんがお茶道をチットも御存じで入らせられないので[illegible]のお茶室へおよばれ申した時にはギヨッとしたが偖よ一坐の中で何方か召し上るを眞似て如何にか胡魔化して仕舞う……といふ實は細く無い量見でノコ〳〵と出掛けましたから上席のお方は此のモチ〳〵も矢ッ張りお茶の湯の法だと心得片唾を呑むやうにして目を放たずにヂッと見て居りますとお並びの皆様も申し合せたやうに横目を注いでお出でになるのです併し上席のお方はナカ〳〵お茶碗をお取上げにならずダン〳〵お顔の色が紅らんで參りましたのですイヤ私は其の時ツク〳〵ソウ思ひましたお茶の湯といふものはナカ〳〵芝居がいるものだ……何んでもソレナ事が暫らくやつて入らしつて其のお方は妙な手つきをしながら召し上るのは召し上つちまいました能く落語家がおしやべりをする那のソヲ素人茶人の呑み廻しよろしくといふ形で私も一服頂戴しホー〳〵の躰でお茶室を下りましたがイヤ其の苦しさといふものはありませんでしたしかし此の後ドンナ拍手でお茶室へ出ないとも限らないソノ時又斯樣な苦みをさせられちやア助からない何んでも此りやア呑み道丈でよいから一ど通り習ねて置かなきやアといふ氣が出ましたので翌日になると直ぐ町外れに住んで居る宗匠の所へ弟子入りをする量見で出掛けて往きますと私の先に御婦人らしいお客が二三人控ねてお出でになるのです私は何の氣もつかず『御免下さいまし……』といつて其の末坐の方に割り込みソット其の方々を見ると昨日のお茶室其の儘のお顔振れだつたのには流石の私も驚きましたネ『アラマアお揃ひで……イヽエチ私はお耻かしい次第でムいますがお茶室に出ましたのは全く昨日が始めてでしたのでドウして宜いのか途方にくれッちまいました……ケド皆様の召し上るのを眞似りといふ量見で……』言ひ掛けました(つづく)

●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ▲三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵税一ヶ月金拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 ▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社 京城西署西小門外 電話六六三番